

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月15日に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月15日

A社において、平成16年7月15日に支払われた賞与は、30万円であったにもかかわらず、ねんきん定期便の当該標準賞与額は3万円となっていた。

賞与明細書においても、総支給額は30万円であり、当該金額に基づく厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「賞与明細書（16年1回分 7月15日支給）」及びA社から提出された「賞与一覧表（16年1回分）7月15日支給」から、申立人は、平成16年7月15日に支給された賞与において、30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明である旨供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社で勤務していたが、同社は、昭和 55 年 2 月に測量と設計部門を分け、子会社としてB社を設立し、私を含めた 12 人が同社に異動した。

A社からB社に異動したものの、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社及びB社の同僚の供述から、申立期間において、申立人は、A社からB社に異動し、継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の主張及び同僚の供述から、昭和 55 年 2 月 1 日にA社からB社に異動したとみられる申立人を含む 12 人について、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、当該 12 人全員が、同年 2 月 1 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日からB社が同保険の適用事業所となった同年 4 月 1 日までの期間、健康保険法に基づく任意継続被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人と同様に、A社からB社に異動し、同社で社会保険事務を担当していた同僚は、「B社で支払われた給料から健康保険の任意継続保険料の半額を控除し、残り半額の会社負担分と合わせて社会保険事務所（当時）に納付していたが、厚生年金保険料は控除していない。」と供述しており、本来、任意継続保険料は被保険者が全額負担するものであるが、同社においては、会社の都合により異動したという事情から事業主が当該保険料の半額を負担していたものと推認できるところ、同社から提出された「総勘定元

帳」に申立期間当時、社会保険事務所に納付したと記載されている金額は、A社からB社に異動した12人に係る任意継続保険料算出の根拠となる標準報酬月額合計額に申立期間当時の健康保険料率を乗じた金額と一致していることから、事業主は、当該12人の給与から任意継続健康保険料の本人負担分のみを控除し、厚生年金保険料は控除していなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。